## 【漢検漢字文化研究奨励賞】優秀賞

# 『声類』・『韻集』の五音分類について

京都大学大学院人間。環境学研究科 博士課程单位取得退学 田中 郁也

目次

はじめに

- 1. 五姓法おける五音配当基準
  - 1-1 五姓法とは
  - 1-2 諸文献中の記載
- 2. 『地理新書』の五音配当基準
  - 2-1 「五姓所属」の分析
  - 2-2 五音への配当基準
    - 2-2-1 宮姓
    - 2-2-2 商姓
    - 2-2-3 角姓
    - 2-2-4 徴姓
    - 2-2-5 羽姓
- 3. 「宅経図」の五音配当基準
- 4. 漢字分類基準としての五音
  - 4-1 李登・呂静の用いた五音に関する記述
  - 4-2 五音をめぐる諸説の問題点
  - 4-3 五姓法の五音と李登らの用いた五音との関係
  - 4-4 李登・呂静らの韻書の体例

おわりに

参考文献

## はじめに

韻書の嚆矢とされる魏・李登撰『声類』10巻、またこれに体例を倣ったとされる晋・呂静撰『韻集』5巻は、隋・陸法言撰『切韻』5巻(601)以降の韻書とは異なり、宮商 角徴羽の五音を基準として漢字を分類していたという。本稿の目的はこの李登・呂静の 用いた五音の内容を明らかにすることにある。

李登らの用いた五音は、中国語学史上に重要な意義を持つ。一般に、四声は南朝斉の永明年間 (483-493) に周顒・沈約らによって梵唄の影響のもとに発見されたと言われており、現存する韻書では全て四声を用いて漢字を分類している。しかし李登・呂静の韻書は、この四声の発見以前に五音に基づいて編纂されたものとされる。李登・呂静の用いた五音が四声と同じく声調を表すものであるとすれば、梵唄という外的な影響によらず、既に魏晋時代に声調という概念が独自にかつ体系的に認識されていたということに

<sup>1</sup> 本論文は田中郁也 [2012:19-33] を一部加筆、修正したものである。

なる。

そのためこの「漢字分類基準としての五音」は古来多くの学者の関心を引き、夥しい研究がなされてきた。しかし従来用いられてきた五音に関する資料はいずれも間接的な記述であり、実際に漢字を五音に分類する資料を闕くため、五音の表す内容については充分に明らかにされているとは言い難い。

そこでこの問題のために、従来五音に関する資料としては扱われることのなかった宋・王洙『地理新書』巻 1 「五姓所属」、敦煌出土残巻 P. 2615 「[黄] 帝推五姓陰陽等宅経図」(以下「宅経図」と略記する)を用いて検討を試みる。両書はともに五行占術の一種である五姓法を用いた風水書であり、書中では数百に及ぶ姓氏が五音を媒介として五行に配当されている。本稿では、まず両書中で行われた姓氏の五音分類について音韻学の観点から分析し、唐宋時代の五姓法における姓氏の分類基準を明らかにする。その上で、五姓法の五音と、李登らの用いた五音とがいかなる関係にあるのか検討する。

## 1. 五姓法における五音配当基準

### 1-1 五姓法とは

五姓法とは、五音を媒介として姓氏を五行に配当し、姓氏ごとの作事の吉凶を占うという五行占術の一種である。漢・王充撰『論衡』「詰術篇」に姓名判断の術士が五音を用いて姓氏を分類したとの記述があり²、また『漢書』「王莽伝」に「君姓は李、李の音は徴、徴は火なり。当に漢の輔たるべし」³という記述があることから、前漢末には既に行われていたものと考えられる。五姓法が唐代まで流行したことは諸書の記述から明らかであり、漢代から明代に至るまでの多くの資料中にその痕跡が残されている⁴。しかし南宋・晁公武撰『郡斎読書志』の「『五音地理新書』三十巻。右、唐僧一行の撰。人姓の五音を以て、八山、三十八将、吉凶の方を験す。其の学は今の世に行はれず」⁵とい

- 2 次節引用文 A。
- 3『漢書』巻99下「王莽伝」「君姓李、李音徵、徵火也、当為漢輔。」中華書局標点本4116頁。
- 4 唐代に五姓法が流行したことについては『旧唐書』巻 79「呂才伝」、宋・王観国『学林』5「五姓」などの記述を参照。五姓配当の実際例を載せる資料のうち、筆者が目睹したものは次の諸資料である。P. 2615「[黄] 帝推五姓陰陽等宅経図」、P. 2632V<sup>0</sup>「宅経」、P. 3647「葬経」、Дx01396+Дx01404+Дx01407V「陰陽書」、唐・麻杲『切韻』5 巻、唐・祝尚丘『切韻』5 巻(以上二書は上田正 [1984] に拠る)、宋・王洙『地理新書』巻 1「五姓所属」、南宋・謝維新『古今合璧字類備要』続集巻 7「姓氏門」、南宋・陳元靚『事林広記』巻 10「群望門」、元・陰勁弦編輯『群府韻玉』 20 巻、元・闕名『新編排韻増広事類氏族大全』 22 巻、元・闕名『新編事文類要啓箚青銭』外集巻 3「姓氏源流」、明・陵廸知『万姓統譜』 140 巻、明・廖用賢『尚友録』 22 巻、明・熊宗立『金台通書大全』 30 巻、明・熊秉懋『新鐫台監暦法増補応福通書』 37 巻、明・一壺天俱道人『筮篋理数日抄』巻 12「五音姓氏所属」、明・于逸民『新刻天経地緯人統全暦三元帰正通書』巻 26「千家姓」。熊宗立以下の 4 書に五姓の配当例があることは高田時雄 [1994: 251] により知り得た。
- 5 晁公武『郡齋読書志』巻 14「五音地理新書三十巻。右唐僧一行撰。以人姓五音、験八山、三十八将吉凶之方。其学今世不行。」孫孟校証『郡斎読書志校証』上海古籍出版社 1990、615-616 頁。

う記述から、南宋期頃には五姓法はほとんど行われなくなったことが知られ、実際に元代以降の五姓法資料はおおよそ前代の資料を踏襲しただけのものとなっている。そこで、本稿では南宋以前に著された風水書、『地理新書』「五姓所属」と「宅経図」とを分析対象とする。

五姓法の研究史について少し触れておくと、五姓法は主に相宅や相墓に用いられたものであり、従来それがどのように用いられたかという点について研究がなされてきた<sup>6</sup>。一方、五姓法における姓氏の五音への配当基準について扱った研究は少ない。管見によればこの基準について言及しているのは小川環樹など五氏を数えるが<sup>7</sup>、そのうち踏み込んだ議論を展開するのは黄耀堃と鄭張尚芳である。黄 [1982] は『玉篇』附載「四声五音九弄反紐図」中に見られる五音が主母音による分類であるとし、さらに漢代の声訓例をもととして、漢代の「五行之家」が用いた五姓法の基準は宮商角徴羽の五種の韻であると断じている。鄭張 [2011] は五姓法における配当基準は時代により異なり、統一が取れないとしつつも、『旧唐書』「呂才伝」、「宅経図」に挙げられた一部の姓氏の五音への配当が、氏の推定する五音分類と合致する例があるとする。この鄭張説については第4章にて詳述することとする。

## 1-2 諸文献中の記載

『地理新書』「五姓所属」、「宅経図」の分析に先立ち、五姓法の姓氏配当基準に関する 主な記述を挙げておく。

A 漢·王充『論衡』「詰術篇」

「五音の家、口を用ひて姓名及び字を調へ、姓を用ひて其の名を定め、名を用ひて 其の字を正す。口に張歙有り、声に外内有り、以て五音宮商の実を定む。」<sup>8</sup>

B 宋·沈括『夢溪筆談』「芸文二』

「五音に分かつ所に至りては、法亦た一ならず。(中略) ……五行家は則ち韻類と清濁を以て参配す。今の五姓是れなり。」 $^{9}$ 

C P. 3647「葬経」

「右前の五姓は、皆な五音韻に依る。」10

D 宋・高承『事物紀源』に引く唐・蘇鶚『蘇氏演義』

「五音の五姓に配するは、郭璞は舌に収める音を以て宮姓と為し、齶上に至る音を 以て徴姓と為し、唇音を以て羽姓と為し、舌の歯外に著くを以て商姓と為し、胸中 の音を以て角姓と為す。」<sup>11</sup>

- 6 宮崎順子氏に一連の研究がある。
- 7 小川環樹 [1951]、詹鍈 [1962]、黄耀堃 [1982]、尾形勇 [1984]、鄭張尚芳 [2011]。
- 8『論衡』巻二五「詰術篇」「五音之家、用口調姓名及字、用姓定其名、用名正其字、口有張歙、 声有外内、以定五音宮商之実。」 黄暉『論衡校釈』 中華書局 1990、1032 頁。
- 9 宋·沈括『夢溪筆談』「芸文二」、「至於所分五音、法亦不一、…五行家則以韻類清濁参配、 今五姓是也。」上海書店出版社 2009、131 頁。
- 10「右前五姓、皆依五音韻。」法国国家図書館編『法国国家図書館藏敦煌吐魯番文献』第 26 巻、 上海古籍出版社 2002、214 頁。
- 11『事物紀源』巻9吉凶典制部「五姓」、「蘇氏演義曰、五音之配五姓。郭璞以収舌之音為宮姓。

## E 宋·王洙『地理新書』「五姓所属」

「五姓所属」では四種の方法が述べられている。

- ①「其の五運を継ぐを以て相配す。」
- ②「平声の中、合口呼なる者を宮と為し、開口呼なる者を商と為す。上声は徴に属し、去声は羽に属す。入声は角と為す。」
- ③「口勢の隆穹なる者は宮音と為し、口の良昌なる者は商音と為し、口の撲捉なる者は角音と為し、舌の歯に抵る者は徴音と為し、口の僂窶なる者は羽音と為す。」
- ④「夫れ五音の舌を発するや、舌の中に居る者を宮と為す。土は中に在るが為なり。音発して下に徴(あら)はる者を商と為す。金は性陰沉すればなり。音発して曲起こる者を角と為す。木は性曲直すればなり。音発して舌の上なる者を徴と為す。火は性炎上すればなり。音発して舌下にして勾る者を羽と為す。水は性潤下すればなり12。」

これら諸文献中の記述に関しては次の様に考えられる。Aでは漢代の「五音之家」が口の開口度を基準として姓氏を五音に分類していたことが述べられている。Bでは、宋代においては「韻類と清濁」が基準であったことが述べられている。このうち「清濁」の表す内容については定かではないが「3、五行家が韻類と「清濁」というなんらかの音韻的な差異を基準に姓氏を五音に分類していたことが知られる。Cの「葬経」は、前半部分を闕く残巻で羽姓の姓氏リスト以降が現存し、「右前の五姓は、皆な五音韻に依る」と記す。「五音韻」とは各五音の名称が所属する韻を指すものであろう。Dの『蘇氏演義』では、郭璞の説を引いて五姓配当について述べる。「舌に収まる音」、「齶上に至る音」という記述からすると、韻尾が配当基準であることを述べたものかと考えられる。即ち、宮姓の「舌に収まる音」は舌根音韻尾、角姓の「胸中の音」とは喉の緊張を伴う何らかの韻尾、徴姓の「顎上に至る音」は/-n/韻尾、羽姓の「唇音」は唇音性韻尾を指すのではないかと推測できる。しかしこの記述からは詳しいことは分からない。Eの『地理新書』「五姓所属」の記す四種の配当方法は、それぞれ次の様な内容である。①は姓氏の祖に遡り五帝と五運を基準とする方法、②は声調を基準とする方法、③は主母音

以至齶上之音為徵姓。以唇音為羽姓。以舌著歯外之音為商姓。以胸中之音為角姓。」叢書 集成初編所収 336 頁。

- 12 『地理新書』巻一「五姓所属」①「以其継五運而相配。」②「平声之中、合口呼者為宮音。開口呼者為商。上声属徴、去声属羽。入声為角。」③「口勢隆穹者為宮音、口良昌者為商音、口撲捉者為角音、舌抵歯者為徴音、口僂婁者為羽音。」④「夫五音発舌、舌居中者為宮、土為在中也。音発而徴下者為商、金性陰沉也。音発而起曲者為角、木性曲直也。音発而舌上者為徴。火性炎上也。音発而舌下勾者為羽、水性潤下也。」、以上『続修四庫全書』第1054 冊所収、12 頁。また、この4種の方法それぞれに矛盾する例をも挙げるが、紙幅の都合上省略した。
- 13 潘悟雲 [1983] によると唐以前の「清濁」が表す概念には6種あり、それぞれ「声母の有声:無声」、「陰類調:陽類調」、「開口:合口」、「不送気:送気」、「発音部位の前:後」、「唇歯摩擦音:双唇破裂音」である。潘の挙げる6種以外に、龍宇純 [1981 (2002:278)] は「唐韻序後論」に記す「清濁」が韻母の違いを表すものだとし、さらに平山久雄 [1975:306] に拠れば『史記正義』「論音例」の「清濁」は包括的に諸種の音韻的差異を表したものという。『地理新書』の云う「清濁」が上記のいずれの概念を指したものかは不明である。

の開口度を基準とする方法、④は音節内の舌の動きを基準とする方法である。

以上、文献中の記載からは五姓法が字音によって姓氏を分類していたことが分かるが、 具体的に音節のいずれの要素を基準として分類していたのかについては不明のままであ る。

## 2. 『地理新書』の五音配当基準

五姓法では音節のいずれの要素を基準として姓氏を分類していたのだろうか。北宋・ 王洙『地理新書』<sup>14</sup> 巻第1「五姓所属」を分析し、検討を加える。

巻1の「五姓所属」は大きく二つの内容から構成されており、姓氏を五音ごとに列挙した姓氏リストと、五姓法における配当方法を述べた部分からなる。本章で検討対象とするのは、姓氏リストのうちの単姓の部分である。この姓氏リストでは姓氏がおおよそ『広韻』の韻目順に並べられている。よって、『切韻』に代表される中古音を用いて姓氏リストを分析することとする。

## 2-1 「五姓所属」の分析

姓氏を声調・声母によって分類し、五音ごとの配当数を数えると次の表  $1\cdot 2$  の如くになる $^{15}$ 。

	宮	商	角	徴	羽	計
平	95 (22%)	113 (26%)	56(13%)	89 (21%)	81 (19%)	434 (100%)
	(55%)	(56%)	(46%)	(44%)	(54%)	(51%)
上	24 (18%)	30 (23%)	11 (8%)	30 (23%)	37 (28%)	132(100%)
	(14%)	(15%)	(9%)	(15%)	(25%)	(16%)
去	29 (21%)	27 (20%)	14 (10%)	44 (32%)	22(16%)	136(100%)
	(17%)	(13%)	(12%)	(22%)	(15%)	(16%)
入	24 (17%)	31 (22%)	40 (28%)	38(27%)	9(6%)	142(100%)
	(14%)	(15%)	(33%)	(19%)	(6%)	(17%)
計	172 (20%)	201 (24%)	121 (14%)	201 (24%)	149(18%)	844 (100%)
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

表 1 声調別五音所属姓氏数

<sup>14</sup> 王洙は北宋・仁宗期(1022-1063)の人で、『宋史』巻294に伝が立てられている。宮崎順子[2003]に拠れば、『地理新書』の成書年は仁宗皇帝の皇祐五年(1053)で、現在見ることのできる版本には五種類があるという。本稿ではこのうち『続修四庫全書』第1054冊所収の北京大学所蔵金版影印『地理新書』15巻本を用いた。

<sup>15 『</sup>旧唐書』巻 79 「呂才伝」が述べるように、1 つの姓氏が複数の五音に配当されている例がある。「五姓所属」ではこのような姓氏が 11 例あり、ここでは重複して数えた。表 3、表 4・5・6 も同じ。

表 2 調音部位別五音所属姓氏数

	宦	商	角	徴	羽	計
唇	23(20%)	28 (25%)	21 (18%)	18(16%)	24 (21%)	114(100%)
	(13%)	(14%)	(17%)	(9%)	(16%)	(14%)
舌	13(14%)	15 (16%)	19 (21%)	33(36%)	11 (12%)	91 (100%)
	(8%)	(7%)	(16%)	(16%)	(7%)	(11%)
牙	54(30%)	35 (19%)	32 (18%)	28(15%)	32(18%)	181 (100%)
	(31%)	(17%)	(26%)	(14%)	(21%)	(21%)
歯	<b>29</b> (15%) (17%)	60 (32%) (30%)	20 (11%) (17%)	61 (32%) (30%)	20(11%) (13%)	190 (100%) (23%)
喉	34(19%)	43 (24%)	21 (12%)	35 (20%)	43 (24%)	176(100%)
	(20%)	(21%)	(17%)	(17%)	(29%)	(21%)
半舌	17 (22%) (10%)	16(21%) (8%)	6(8%) (5%)	<b>25</b> (33%) (12%)	12(16%) (8%)	<b>76</b> (100%) (9%)
半歯	2(13%)	4 (25%)	2(13%)	1 (6%)	7 (44%)	16(100%)
	(1%)	(2%)	(2%)	(0%)	(5%)	(2%)
計	172(20%)	201 (24%)	121 (14%)	201 (24%)	149(18%)	844 (100%)
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

表 1 から、角姓に入声が多いこと、表 2 から、商姓・徴姓に歯音が比較的に多いことが見て取れるが、目立った分布の偏りは見られず、姓氏の五音配当と声調・声母の両要素は無関係であることが分かる。また、『切韻』の韻目ごとに姓氏を分類して五音ごとの配当数を数えると、次の表 3 の如くになる。

表 3 『切韻』韻目別五音所属姓氏数 16

摂	韻	宮	商	角	徴	羽
	東	34	_	7	7	11
通	冬	3	_	1	_	_
	鍾	7	3	5	_	2
江	江	1	_	13	_	_
	支	3	4	_	18	_
.,	脂	1	_	_	11	1
止	之	1	2	1	14	_
	微	_	1	_	7	1

摂	韻	宮	商	角	徴	羽
	真	4	6	_	20	1
臻	臻	_	_	_	_	_
垛	文	3	1	_	9	1
	殷	2	_	_	2	1
Ш	元	2	8	2	3	7
臻	魂	5	2	_	2	1
垛	痕		_		_	_
Ш	寒	5	8	2	11	2

摂	韻	宮	商	角	徴	羽
宕	陽	1	34	3	2	2
石	唐	3	25	8	4	_
	庚	5	19	5	2	1
梗	耕	_	3	1	1	_
火	清	5	10	2	7	_
	青	_	2	1	12	_
ンケ	尤	16	5	1	5	5
流	侯	8	1	2	1	1

<sup>16『</sup>切韻』韻目については上田正 [1975] に依った。

	魚	4	_	_	1	30
遇	虞	_	1	2	_	36
	模	_	2	1	1	29
	斉	3	5	_	6	_
	祭	_	1	_	1	1
	泰	_	1	2	1	_
	佳	_	2	_	_	_
蟹	皆	_	_	2	_	_
	夬	_	_	_	_	_
	灰	2	5	2	_	_
	咍	1	4	1	4	1
	廃	_	_	_	_	_

	刪	2	3	_	1	_
Ш	Щ	_	2	1	_	_
	先	1	3	1	5	2
	仙	2	8	_	14	_
	蕭	1	_	4	_	3
效	宵	1	3	13	1	2
XX	肴	1	1	2	_	_
	豪	3	_	12	3	_
果	歌	3	4	2	1	_
仮	麻	2	9	6	3	1
咸	覃	2	2	2	1	_
八八	談	3		3	4	_

流	MA	_	_	_	1	2		
深	侵	16	5	3	3	_		
咸	塩	6	3	1	_	1		
八八	添	1	_	_	_	_		
曽	蒸	2	_	1	9	2		
F	登	3	2	4	3	_		
	咸	_	1	2	_	1		
咸	銜	1	_	_	_	_		
八八	厳	1	_	_	_	_		
	凡	2				2		
1111	計		201	121	201	149		
総	計		844					

「姓氏所属」には字音以外の要素で五音に配当されている姓氏も存在するため<sup>17</sup>、表 3 に現れた細かい数値の差に音韻的差異を対応させることは不可能であろう。しかし表 3 から、おおよそ通摂の姓氏は宮姓に〈宮姓 44 例 / 通摂 80 例〉、宕摂の姓氏は商姓に〈59/82〉、江摂の姓氏は角姓に〈13/14〉、止摂の姓氏は徴姓に〈50/65〉、遇摂の字は羽姓に〈95/107〉配当されていることが分かる。一方、「宮商角徴羽」の五字が『韻鏡』で所属する韻摂は次のとおりである。

「宮」通摂平声東韻 「商」宕摂平声陽韻 「角」江摂入声覚韻

「徴」止摂上声止韻 「羽」遇摂去声遇韻

宮商角徴羽の五字それぞれが所属する韻摂(通宕江止遇摂)の姓氏の多くが、それぞれ宮姓・商姓・角姓・徴姓・羽姓に配当されることから、五音の各名称の字韻、即ち「五音の韻」(以下、本稿では五音の各名称の韻を「五音の韻」と呼ぶ)を基準として、姓氏が五音に配当されたことが分かる。

## 2-2 五音への配当基準

では、「五音の韻」以外の韻に属する姓氏はどのように五音に配当されたのであろうか。いま、姓氏の五音への配当基準についてより詳しく分析するために、一韻中で半数以上の姓氏が一つの五音に配当されるものを表中で囲み数字で表し、その韻に含まれる姓氏は原則として該当する五姓に配当されたとみなした。表3からこれらの韻目を抽出すると以下の如くになる<sup>18</sup>。

<sup>17</sup> 例えば、宕摂の姓氏「陽」「羊」は、それぞれ宮姓・徴姓に配当される。同書の記述に従えば、これは五帝と五運に依ったもので、陽氏は黄帝の別族の後裔、羊氏は唐叔虞の後裔であるために宮姓と徴姓に配当されたものである。

<sup>18</sup> 所属姓氏数が5 例に満たない韻目は除いた。韻目は平を挙げて上去入を兼ねしめる。

宮姓 東〈宮姓34例/東韻59例〉・魂〈5/10〉・尤〈16/32〉・侯〈8/13〉・侵〈16/27〉・ 塩〈6/11〉

商姓 灰〈5/9〉・刪〈3/6〉・陽〈34/42〉・唐〈25/40〉・庚〈19/32〉・耕〈3/5〉

角姓 江〈13/14〉· 蕭〈4/8〉· 宵〈13/20〉· 豪〈12/18〉

徴姓 <u>支〈18/25〉・脂〈11/13〉・之〈14/18〉・微〈7/9〉</u>・真〈20/31〉・文〈9/14〉・仙〈14/24〉・ 青〈12/15〉・蒸〈9/14〉

羽姓 魚 〈30/35〉 • 虞 〈36/39〉 • 模 〈29/33〉

下線を施したものは、各「五音の韻」が所属する韻摂の韻目、則ち通・宕・江・止・遇 摂に含まれる韻目である。本節では、この五韻摂以外の姓氏の配当基準について検討す る。なお、以下で用いる中古音の音価は平山久雄「2006:4]の中古音韻母表による。

### 2-2-1 宮姓

通摂を除くと、臻摂魂韻・流摂尤侯韻・深摂侵韻・咸摂塩韻が宮姓に配当される。咸摂は所属姓氏数が少ないため確かなことは言えないが、おおよそ宮姓に配当されるとみなしてよいだろう(咸摂〈16/39〉)。さて、流摂尤侯韻の韻母はそれぞれ /iʌw/・/ʌw/であり、深摂・咸摂はともに /-m/ 韻尾を持つ。また、「宮」字の所属する通摂は中古において唇化舌根音韻尾を持つとされ<sup>19</sup>、その音価は東 /ʌwŋ/・/iʌwŋ/、冬 /ɑwŋ/、鍾 /iɑwŋ/と推定されている。臻摂の魂韻が宮姓に所属する理由は不明であるが、通・流・深・咸摂の共通点は唇音性韻尾 $^{20}$ を持つことであり、この共通点をもとに宮姓に配当されたものと推測される。同じく唇音性韻尾を有する江摂の姓氏の大部分が、宮姓ではなく角姓に配当される(〈13/14〉)のは、江摂は「角」字が所属する韻摂であるためであろう。

### 2-2-2 商姓

宕摂と同じく、韻尾 /-ŋ/、/-k/ を持つとされる梗摂諸韻では、青韻を除いて商姓に配当される割合が高い(庚〈19/32〉・耕〈3/5〉・清〈10/24〉)。ここから、商姓には舌根音韻尾 /-ŋ/(入声 /-k/)を持つ諸韻が配当されたと推測される。また、果仮摂に商姓が比較的多い(〈4/10〉・〈9/21〉)のは、音節末の開口度が /-ŋ/ 韻尾と同じく大きいことに拠るものと思われる。灰韻・刪韻で商姓に配当される姓氏が多い理由は不明である。梗摂青韻、曽摂蒸韻の姓氏が商姓ではなく徴姓に配当される理由に関しては、以下の徴姓への配当基準の条を参照されたい。

#### 2-2-3 角姓

江摂以外で、角姓に配当されるのは效摂の三韻である。姓氏数が 5 例に満たないため 抽出していないが、肴韻も角姓に配当される割合が高い(肴 $\langle 2/4 \rangle$ )。角姓への配当基準については、以下の二氏の検討を参考にしたい。まず唐蘭 [1961] は、五音が韻部

<sup>19</sup> 唇化舌根音韻尾については平山久雄 [1998] を参照。

<sup>20「</sup>唇音性韻尾」とは、両唇を用いて調音される /-m/・/-p/ の両韻尾と、/-u/・/-un/・/-uk/ の計五種の韻尾のことである。

を指していたとし、蕭宵韻が角に対応するとするが、その根拠は明らかではない。次に 黄耀堃 [1982] は、『玉篇』附載「四声五音九弄反紐図」の「角舌縮却」という記述を 解釈して、発音の際に前舌広母音の [a] から奥舌狭母音の [u] に向かって舌が縮まる ことを、「四声五音九弄反紐図」で「角舌縮却」と表したのだとする。以上二氏の検討に従い、本稿では、效摂諸韻は「主母音+/u/」という韻母を持ち、韻母内で舌が後ろに縮まるという点で角姓に類似するため、角姓に配当されたのだとしておく。流摂の三韻も效摂と同じ要素を持つが、唇音性韻尾を持つという点が優先され、宮姓に配当されている。

#### 2-2-4 徴姓

止摂諸韻を除くと、徴姓に配当されるのは臻摂真文韻・山摂仙韻・梗摂青韻・曽摂蒸韻である。「徴」字の所属する止摂の特徴は、韻母の舌位が高いことである。中古音の主母音を平山久雄 [2006] に従い五種類あったとすると、最も前舌で狭い主母音にあたるものは/e/である。主母音/e/を持つ韻は支・脂・真・先・蕭・青・幽・侵・添・蒸韻(一部)とこれに相配する上去入各韻である。上記の諸韻のうち止摂所属韻と宮姓に所属する深・咸韻を除くと、先・真・青・蒸韻が徴姓に配当される。主母音が/e/でない仙韻(/ian/)、文韻(/yan/)の姓氏は、韻尾が舌位の高い/-n/であり、さらに硬口蓋介音を持ち音節全体の舌位が高く感じられたため、徴姓に配当されたのであろうかと思われる。以上から、徴姓へは音節の舌位の高さを基準として配当されたものと考えられる。

中古音で  $/-\eta$ / 韻尾を持つとされ、音節末の開口度が大きい梗摂中で、青韻の姓氏が 徴姓に配当される割合が高い(<12/15>)理由については、 $/-\eta$ / 韻尾の硬口蓋化を想定したい $^{21}$ 。青韻は梗摂中で主母音の舌位が最も高く、韻尾の $/-\eta$ / $/*-\eta$ / (入声 /-k//\*-c/) という変化によって、音節全体として、舌位がより高く感じられたのではないかと考えられる $^{22}$ 。また、青韻と同じく  $/-\eta$ / を持つ曽摂蒸韻の姓氏の多くが徴姓に配当される(<9/14〉)のは、青韻の場合と同じく硬口蓋化した韻尾によるものか、或いは「徴」字に蒸韻の又音があることによるものかと思われる。開口度が広く奥舌の主母音を持つ之韻 ( $/i\Delta uv$ )・微韻 ( $/i\Delta v$ ) の姓氏が徴姓に配当されるのは、江摂の姓氏が宮姓ではなく角姓に配当されるのと同じく、両韻が「五音の韻」と同じ止摂に所属するためであろう。

#### 2-2-5 羽姓

羽姓に配当されるのは、遇摂諸韻の姓氏のみである。

以上行った検討結果を総合すると次の如くになる。まず、各「五音の韻」と同じ韻摂の姓氏は各五音に配当される。通摂の姓氏は宮姓に、宕摂の姓氏は商姓にという具合にである。次に、「五音の韻」と主母音或いは韻尾が近似する韻(以下「近似韻」と呼ぶこと

<sup>21</sup> 硬口蓋化韻尾については平山久雄 [1998] を参照。

<sup>22</sup> 南北朝期の詩文では、青韻字は梗摂他韻とは異なる押韻状況となっている。周祖謨 [1982 (2007:355)] を参照。

とする)の姓氏が、それぞれ音が近似する五音に配当される。具体的には、唇音性韻尾を持つという点で通摂に近い流・深・咸摂の姓氏は宮姓に配当され、舌根音韻尾/-ŋ/を持ち、音節末の開口度が大きいという点で宕摂に近い梗摂庚・耕・清韻の姓氏は商姓に配当される。「主母音+/w/」という韻母を持ち、発音の際に舌が/w/に向かって縮まるという点で江摂と近似する效摂諸韻の姓氏は、角姓に配当される。音節全体の舌位の高さで止摂と近似する臻摂真韻・梗摂青韻・曽摂蒸韻は徴姓に配当される。

このように、姓氏の五音配当は「五音の韻」と「近似韻」とを基準としていたことが分かる<sup>23</sup>。

## 3 「宅経図」の五姓配当基準

敦煌出土の主な五姓法資料としては四種が数えられ、その成書年代はともに唐代中期から末頃と推定されている $^{24}$ 。このうち五姓全ての姓氏が残るのは「宅経図」のみであり、また「宅経」 (P. 2632 $^{10}$ ) の五音配当は「宅経図」とおおよそ同じである。そこで、本稿では「宅経図」の分析結果のみを掲げることとする。「宅経図」の姓氏を声調・声母・韻類ごとに分類し、各五音に配当された姓氏の数を数えると、以下の如くになる。

	宮	商	角	徴	羽	計
平	35 (22%)	39(24%)	33 (21%)	35 (22%)	18(11%)	160 (100%)
	(55%)	(51%)	(47%)	(51%)	(49%)	(51%)
上	11 (17%)	19(30%)	11(17%)	13(20%)	11 (17%)	65 (100%)
	(17%)	(25%)	(16%)	(19%)	(30%)	(21%)
去	9 (21%)	10(24%)	12 (29%)	7 (17%)	4(10%)	42(100%)
	(14%)	(13%)	(17%)	(10%)	(11%)	(13%)
入	9(19%)	8(17%)	14 (29%)	13(27%)	4(8%)	48(100%)
	(14%)	(11%)	(20%)	(19%)	(11%)	(15%)
計	64 (20%)	<b>76</b> (24%)	<b>70</b> (22%)	<b>68</b> (22%)	37 (12%)	315 (100%)
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

表 4 声調別五音所属姓氏数

<sup>23</sup> このような近似性をもとにした配当基準は甚だ曖昧なものであり、本稿で行った配当基準の解釈は一つの試案に過ぎない。例えば本文で述べたとおり、流・效摂は宮姓への配当基準と角姓への配当基準をともに満たし、宮姓と角姓のいずれに配当されても不思議はない。しかし「五音の韻」以外の韻の姓氏が、韻母の近似によって五音に配当されたこと自体は間違いのないことだと考える。

<sup>24「[</sup>黄]帝推五姓陰陽等宅経図」(P. 2615)、「宅経」(P. 2632 $V^0$ )、「葬経」(P. 3647)、「陰陽書」( $\Pi$  ( $\Pi$  ( $\Pi$  ) 書」( $\Pi$  ( $\Pi$  ) がある。陳于柱[2007:124-126]に拠れば、P. 2615 の書写年代は唐の呂才以後から 908 年頃、P. 2632 $V^0$ 、p. 3647 の書写年代は唐末とされ、黄正建[2001:79]によれば  $\Pi$  ( $\Pi$  ) な01396+ $\Pi$  ( $\Pi$  ) は唐代に撰述、書写されたものとされる。

表 5 調音部位別五音所属姓氏数

	宮	商	角	徴	羽	計
唇	12(26%)	7(15%)	8(17%)	6(13%)	13 (28%)	46(100%)
	(19%)	(9%)	(11%)	(9%)	(19%)	(15%)
舌	9(21%)	15 (35%)	7(16%)	11 (26%)	1(2%)	43 (100%)
	(14%)	(20%)	(10%)	(16%)	(1%)	(14%)
牙	16 (37%)	10 (16%)	20 (32%)	12(20%)	5 (8%)	63 (100%)
	(25%)	(13%)	(29%)	(18%)	(7%)	(20%)
歯	11 (13%)	22 (26%)	23 (27%)	24 (29%)	4(5%)	84 (100%)
西	(17%)	(29%)	(33%)	(35%)	(6%)	(27%)
喉	8(16%)	16 (32%)	9(18%)	7(14%)	10(20%)	50(100%)
"[]	(13%)	(21%)	(13%)	(10%)	(15%)	(16%)
半舌	7 (28%)	6(24%)	3(12%)	7(28%)	2(8%)	25 (100%)
	(11%)	(8%)	(4%)	(10%)	(3%)	(8%)
半歯	1 (25%)	0(0%)	0(0%)	1(25%)	2(50%)	4(100%)
	(2%)	(0%)	(0%)	(1%)	(3%)	(1%)
計	64 (20%)	76 (24%)	70 (22%)	68 (22%)	37 (12%)	315 (100%)
п	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

## 表 6 『切韻』韻目別五音所属姓氏数

摂	韻	宮	商	角	徴	羽
	東	10	1	7	3	1
通	冬	3	_	2	_	_
	鍾	1	_	6	2	_
江	江	_	_	3	_	_
	支	_	_	1	6	1
ıı.	脂	2	_	1	3	_
止	之	—	1	_	7	_
	微	1	1	1	1	_
	魚	_	2	_	2	7
遇	虞	1	_	2	_	3
	模	_	6	4	_	6
	斉	_	—	2	4	_
	祭	_	_	1	_	1
	泰	_	2	_	_	_
	佳	_	_	_	3	_
蟹	皆	_	_	_	_	_
	夬	_	_	_	_	_
	灰	1	2	1	_	
	咍	1			1	
	廃	_	_		_	_

摂	韻	宮	商	角	徴	羽
	真	1	_	4	10	_
臻	臻	_	_	_	_	_
埰	文	_	1	_	1	_
	殷	_	_	_	_	_
Ш	元	_	_	1	2	_
臻	魂	2	_	1	_	1
垛	痕	_	_	_	_	_
	寒	4	3	3	1	1
	刪	_	1	_	1	_
山	Щ	_	1	_	_	_
	先	_	_	_	2	1
	仙	1	2	_	2	1
	蕭	_	_	2	_	_
效	宵	2	2	3	1	1
XX	肴	1	_	1	_	1
	豪	1	_	4	2	_
果	歌	2	3	1	_	_
仮	麻	1	4	2	1	2
咸	覃	2	1	1		_
	談	3	1			_

奴							
摂	韻	宮	商	角	徴	羽	
宕	陽	-	20	3	_	_	
	唐	-	9	1	1	3	
	庚	1	7	2	1	4	
	耕	1	1	_	_	_	
	清	1	4	1	1	1	
流	青	-	1	1	3	_	
	尤	7	_	4	—	2	
	侯	1	_	2	1	_	
	MA	-	_	_	_	_	
深	侵	3	_	_	1	_	
咸	塩	4	1	1	_	_	
	添	-	_	_	—	_	
曽	蒸	1	_	_	2	_	
	登	-	_	_	3	_	
咸	咸	1	_	_	1	_	
	銜	-	_	_	_	_	
	厳	1	_	_	_	_	
	凡	2	_		_		
	計		76	70	68	37	
糸	総計		315				

表  $4 \cdot$ 表 5 から、『地理新書』と同じく、声調・声母の両要素は五音分類とは無関係であることが分かる。次に表 6 について、「五音の韻」の韻摂、すなわち通・宕・江・止・遇摂諸韻を見れば、おおよそ通摂は宮姓に(〈14/36〉)、宕摂は商姓に(〈29/37〉)、江摂は角姓に(〈3/3〉)、止摂は徴姓に(〈17/26〉)、遇摂は羽姓に(〈16/33〉)配当されており、「宅経図」でも「五音の韻」が姓氏配当の基準であったのではないかと思われる。但し『地理新書』とは異なり、通摂鍾韻の姓氏は主に角姓に配当され(〈6/9〉)、また遇摂模韻では商姓に配当される姓氏が多い(〈6/16〉)。鍾韻の角姓 6 例については、うち 4 例が「角」字と韻尾を同じくする入声燭韻のもので25、韻尾の一致と主母音の近似をもとに角姓に配当されたのだと考えられる。しかし遇摂模韻の姓氏に商姓が多い理由については、現在のところ不明とせざるを得ない26

一方「近似韻」については、真韻の姓氏が徴姓に(〈10/15〉)、效摂の姓氏が角姓に(〈10/21〉)、深・咸摂の姓氏が宮姓に(〈3/4〉・〈13/19〉)、果・仮摂の姓氏が商姓に(〈3/6〉・〈4/10〉)、梗摂青韻・曽摂の姓氏が徴姓に(〈3/5〉・〈5/6〉)配当されており、『地理新書』の配当状況と一致する。

以上から、「宅経図」においても『地理新書』と同じく「五音の韻」と「近似韻」とを基準として姓氏が五音に配当されたのではないかと推測される<sup>27</sup>。

## 4 漢字分類基準としての五音

前章にて、五姓法では「五音の韻」と「近似韻」とを姓氏の五音への配当基準としていたことを明らかにした。では、五姓法の配当基準と李登の用いた五音とはいかなる関係にあるのだろうか。両者の関係を検討する前に、魏晋時代に行われた漢字分類基準としての五音について述べておかねばならない。

#### 4-1 李登・呂静の韻書に関する記述

そもそも五音とは相対音階を表す術語であるが、悉曇学が隆盛した唐末以降では、主に声母の五つの調音部位である唇歯舌牙喉音を指す術語として用いられるようになった。では、魏晋時代に李登・呂静が用いた五音とはどのような概念であったのか。李登らが編纂した韻書に関しては、次の四種の記述がある。

#### A 『魏書』「江式伝」

「忱の弟静、別に故左校令李登声類の法に放ひ、韻集五巻を作る。宮商角徴羽、各々

- 25 燭韻の「燭・玉・曲・續」の4姓氏が角姓に配当される。「宮」字の韻母は/ $\alpha$ <sup>w</sup>n/、「角」字の韻母は/a<sup>w</sup>k/、燭韻の韻母は/ $i\alpha$ <sup>w</sup>k/で、韻尾の一致が優先されたものかと思われる。なお「曲」氏はまた宮姓にも配当される。
- 26 模韻とこれに相配する上去声の韻の5つの姓氏、「屠・杜・扈・度・路」が商姓に配当される。 「度」字は商姓に二度現れるため6例と計上している。また「扈」字は羽姓にも配当される。
- 27 なお、五姓法が行われなくなった南宋以降の五姓法資料の中で、元・闕名撰『氏族大全』 元刻 22 巻本、また『万姓統譜』後附の「氏族博攷」巻 8 「字弁」は声母の発音部位を配当 基準とする。しかし元代以前にこの方法を採る資料は全く見られないことから、この分類 方法は後起のものであると考えられる。

一篇を為す。」28

B 『隋書』「潘徽伝」

「末に李登声類、呂静韻集有り、始めて清濁を判ち、纔かに宮羽を分かつ。而るに全く引拠無く、過傷(はなはだ)浅局にして、詩賦に須(もち)ふる所、卒ひに用と為し難し。|28

C 唐・封演『封氏聞見記』「文字」

「魏の時李登なる者有り、声類十巻を撰す。凡そ一万一千五百二十字、五声を以て字に命け、諸部を立てず。」<sup>30</sup>

D 『隋書』「経籍志」

「声類十巻 魏の左校令李登撰。」、「韻集六巻 晋の安復令呂静撰。」31

以上の記述より、両書は五音を基準として漢字を分類していたことが分かる。さらに、『声類』が宮商角徴羽の五音で分巻していたこと、『韻集』が李登に倣って全ての字<sup>32</sup>を収録配列していたこと、隋代にはこれらの韻書を用いて詩賦を作ることが困難であったことが窺える。

## 4-2 五音をめぐる諸説の問題点

五音に関する従来の研究は、五音が声調・声母・韻母のうちいずれを指すのかということを焦点に進められてきた。紙幅の都合上、以下では諸説の問題点を指摘するに留める。

まず、五音を声調とする説がある33。隋唐代の学者が五音を声調に比定すること34をそ

- 28『魏書』巻 91「江式伝」「忱弟静、別放故左校令李登声類之法、作韻集五巻。宮商角徵羽各 為一篇」中華書局標点本 1963 頁。
- 29『隋書』巻 76「潘徽伝」所載『韻纂』序、「末有李登声類、呂静韻集、始判清濁、纔分宮羽。 而全無引拠、過傷浅局、詩賦所須、卒難為用。」中華書局標点本 1745 頁。
- 30「魏時有李登者、撰声類十巻、凡一万一千五百二十字、以五声命字、不立諸部。」、趙貞信校注『封氏聞見記校注』中華書局 2005、7 頁。
- 31 『隋書』巻32 「芸文志」、「声類十巻魏左校令李登撰。」「韻集六巻晋安復令呂静撰。」中華書局標点本944頁。なお『韻集』の巻数について、『旧唐書』「経籍志」、『新唐書』「芸文志」、『日本国見在書目録』などは全て五巻とする。五声に拠って分巻したのであるから五巻とするのが妥当であり、六巻とする「隋志」の記述は誤りであろう。
- 32 『封氏聞見記』に「一万一千五百二十字」を分類したと云う。『周易』「繋辞伝上」に「二篇の策萬有一千五百二十、万物の数に当るなり」(阮元校勘『十三経注疏』所収『周易注疏』 芸文印書館 23 頁) といい、この数字は万物の数を表したものと考えられる。
- 33 五音声調説は、さらに五音を四声の別称とする説、五声調であるとする説の二種に分けられる。前者には清・陳澧『切韻考』、頼惟勤 [1974]、龍宇純 [1981] などがあり、後者には王国維「五声説」、陸志章 [1947]、何九盈 [2006] がある。
- 34 『文鏡秘府論』天巻「四声論」所引李季節『音譜決疑』、「竊謂宮商徵羽角、即四声也。羽、読如括羽之羽」(廬盛江 [2006:317])、同書天巻「調声」所引唐・元兢『詩髄脳』「声有五声、角徵宮商羽也。分於文字四声、平上去入也。宮商為平声、徵為上声、羽為去声、角為入声」(廬盛江 [2006:156])、宋・王応麟『玉海』巻7「律歴」「唐七音」所引徐景安『楽書』「凡宮為上平声、商為下平声、角為入声、徵為上声、羽為去声」(台湾華文書局 1964、165

の根拠とする。この説の最も大きな問題点は、永明年間 (483-493) に周顒・沈約らが四声を「発見」する以前に声調という概念を中国人が体系的に認識していたか否かということにある。沈約によって声調が「発見」された事は、『梁書』「沈約伝」の「又た四聲譜を撰す。以為らく在昔の詞人の千載を累ねて寤らざるを、獨り胸衿に得て其の妙旨を窮むると。自ら入神の作と謂ふ。」35 という記述によって知られている。魏晋時代の押韻状況から、沈約以前にも声調に関する一定の認識があったことは疑い得ないが36、四声の「声」が梵語の「声明論」の「三声」によるものと考えられること37、沈約の後に四声論が大いに流行することを考え合わせると、この記述は沈約らが声調を体系的に認識したことを述べたものとするのが最も自然な解釈であろう。また、五音が声調を表したものでないことは次のような資料からも確認できる。劉善経『四声指帰』には、四声の「発見」以後に博学で知られる梁主蕭衍が四声を理解できなかったという記述が見られ、これと同様の記述は諸書に散見する38。魏代において既に声調が体系的に認識されていたとするならば、二百五十年後の南朝末に至ってなお沈約が四声を「発見」し、その後も四声を理解し得ない文人が多く存在したとするのは非常に不自然である。

次に、五音を声母の調音部位とする説がある<sup>39</sup>。後漢・劉熙『釈名』に調音部位に関する記述があること<sup>40</sup>をその根拠とするが、『釈名』の記述をもとに直ちに五音が声母の調音部位を表す名称であったとする説には賛成できない。なぜなら、宮商角徴羽の五字それぞれの声母は五種の調音部位(唇牙舌歯喉)に分類できるものではなく<sup>41</sup>、調音部位を五つに分類するのは、梵文の五毗声に対応させる為だからである。

また、五音を韻部とする説<sup>42</sup>がある。五音韻部説のうち、その論拠を明示するのは以

頁)。また唐・段安節『楽府雑録』「別楽識五音輪二十八調図」は宮を去、商を入、角を上、 徴を上平、羽を平とする(叢書集成初編、40-43 頁)。

<sup>35 『</sup>梁書』巻 13 「沈約伝」「又撰四聲譜。以為在昔詞人累千載而不寤、而獨得胸衿窮其妙旨、自謂入神之作。」中華書局 243 頁。

<sup>36</sup> 丁邦新 [1975:228-229] を参照。

<sup>37</sup> 陳寅恪 [1934] などを参照。

<sup>38 『</sup>文鏡秘府論』天巻「四声論」、「経数聞江表人士説、梁主蕭衍不知四声、嘗從容謂中領軍朱異曰、何者名為四声。異答云、天子万福、即是四声。衍謂異、天子寿考、豈不是四声也。以蕭主之博洽通識、而竟不能弁之。」(廬盛江 [2006:298])。また「四声論」とほぼ同内容の記述が『梁書』・『南史』「沈約伝」(『梁書』巻13、中華書局標点本243頁、『南史』巻57、中華書局標点本1414頁)に、蕭衍と同じく四声を解さなかった文人として、梁・鍾嶸(曹旭『詩品箋注』「下品」序、人民文学出版社2009、208頁)、『四声指帰』に挙げる魏の定州刺史甄思伯らが挙げられる(廬盛江 [2006:285])。

<sup>39</sup> 殷正林 [1983] 等。

<sup>40</sup> 漢・劉熙『釈名』巻1「釈天」、「天 豫司兗冀、以舌腹言之。……青徐以舌頭言之。」、また同巻「釈天」、「風 兗豫司冀、横口合唇言之。……青徐言風邪踧口開唇推気言之。」(清・王先謙『釈名疏証補』国学基本叢書、19・24 頁)。

<sup>41「</sup>商」字は中古音では書母(歯音)、「角」字は見母(牙音)、「徴」字は知母(舌音)であるが、「宮」・「羽」はそれぞれ見母(牙音)、云母(喉音)で、調音部位としての五音には対応しない。

<sup>42</sup> 鄒漢勛『五韻論』下巻(光諸九年刊本十六葉裏)、小川環樹 [1951 (1977:52-53)]、唐蘭

下の三氏である。まず頼惟勤 [1974] は、五音は四声であるとしながらも、『切韻』冒頭の韻序が通・江・止・遇摂の順序になること、また宮商角徴羽それぞれの字の漢代の声訓例から、五音が五つの韻部をも指していたとする。また黄耀堃 [1982] は、漢代の五姓法が主母音の違いにより分類したのと同じく、李登らも五つの韻部に拠って漢字を分類していたのではないかとする。しかし、頼 [1974]・黄 [1982] のように李登らの韻書で五つの粗い韻分類がなされていたとするならば、当然『切韻』にその痕跡が残されていなければならないだろう $^{43}$ 。この問題について解釈を試みたものに鄭張尚芳 [2011] がある。鄭張 [2011] は、遇摂までの諸摂が宮角徴羽の字音の順番に並ぶこと、また梵語の摩多で am が末に置かれること $^{44}$  から、『切韻』韻目は次の表の如く五音と対応するとし、李登らの用いた五音とは五つの粗い韻部であるとする。

『切韻』韻目 十六韻摂 音価 五音 東冬鍾 ung 宮 通 江. 江 角 rng 支脂之微 徴 止 魚虞模 遇 羽 O 斉佳皆灰咍 蟹 徴 e. -i 臻山 真文殷元魂痕/寒刪山先仙 -n 徴 角 蕭宵肴豪 效 au 果仮 歌麻 商 陽唐/庚耕清青/蒸登 宕梗曽 商 ang 尤侯幽 宮 流 u 侵覃談塩添咸銜凡 深咸 宮 -m

表 7 鄭張 [2011] の五音と『切韻』韻目との対応表 <sup>45</sup>

鄭張は、咸摂から蟹摂に向かっての『切韻』韻序が宮・商・角・徴の順に対応するとし、『切韻』の韻序は五音の影響を受けたもので、李登らの用いた五音とは五つの韻部ではなかったかという。仮に、表7の如く五音と『切韻』韻序が対応するならば、『切韻』に五音分類の痕跡が残されていることとなり、李登らの書で五つの粗い韻分類がなされていた証拠となろう。しかしながら、この想定は具体例から帰納されたものではなく推測の域を出ない。また、この対応表自体にも二つの問題が残されている。一つは、

<sup>[1961]、</sup>王力 [1962 (2006:53)]、賴惟勤 [1974]、黄耀堃 [1982]、鄭張尚芳 [2011] など。

<sup>43『</sup>切韻』序には、『切韻』編纂に際して先行する五家の韻書、呂静『韻集』・夏侯詠『韻略』・陽休之『韻略』・李季節『音譜』・杜臺卿『韻略』を用いたという記述がある。もし呂静の書で「五つの粗い韻分類」がなされていたとするならば、『切韻』にその分類の痕跡が残されているはずである。

<sup>44</sup> 一般に 4 つの流音母音を除いた 12 の摩多では、am ではなく ah が末に配列される。鄭張 [2011:93] が「合于梵文把 am 放在声勢之末的規矩」と述べる根拠は不明である。

<sup>45</sup> 音価は鄭張 [2011] の原文に従った。但し原文では江摂の音価を Ong (o の張唇音) と表記しており、いまこれを vng と改めた。

蟹摂以下の韻目と各五音との対応にその根拠が示されないことであり、もう一つは、表7の韻序が『広韻』のものであって、『切韻』韻序とは異なることである。

以上、本節では先行研究とその問題点について検討を進めてきたが、五音の表す内容については、未だ定説となるものはないという状況にある。

## 4-3 五姓法の五音と李登らの用いた五音との関係

第3章では、『切韻』に代表される中古音を用いて、五姓法における姓氏の五音への配当基準を分析した。『地理新書』・「宅経図」の両書ともに、中古以降に起こったとされる音変化<sup>46</sup>を反映しており、隋代以降の五姓配当の具体例を収めたものと考えられる。一方、李登・呂静が五音を用いて韻書を編纂したのは魏晋時代であり、両者の時代は大きく隔っている。本節では、時代が異なるこの両者の関連性について検討を加える。

いま五姓法の五音配当基準に関する分析結果と、前節表 7 の対応表とを比較すると、その大部分が一致していることに気付く。そこで、鄭張説の第一の問題点、蟹摂以下の韻目と各五音との対応関係について、本稿の分析結果を用いて解釈を試みたい。表 7 で蟹臻山摂が徴に対応するのは、おそらく韻尾の高さが止摂に近似するためであろう。表 3 でも蟹臻山摂の姓氏は全 199 例のうち 79 例が徴姓へと配当されている $^{47}$ 。效摂以下の対応については既に第 2 章で述べたものであるが、效摂が角に対応するのは、「主母音 + / u /」という韻母を持つことが江摂に近似するため、果仮梗曽摂が商に対応するのは、音節末の開口度が大きいという点で宕摂に近似するため、流深咸摂が宮に対応するのは唇音性韻尾を持つという点で通摂と近似するためであろう。表 3 ・表 6 に見られるとおり、実際の資料では決して整然と対応するわけではないが、五姓法の五音配当基準と表 7 とがおおよそ一致することから、表 7 の推測が成り立つ可能性は非常に高いと思われる。

残された鄭張説の第二の問題については、筆者は現時点ではこれを解釈する手段を持たない。諸切韻残巻の韻序から、『切韻』では覃談韻は歌麻韻と陽唐韻の間に、蒸登韻は塩添韻と咸銜韻の間に位置すると想定されている48。『切韻』の韻序と五音の対応を考えるならば、蟹臻山摂(微)、效摂(角)、果仮摂(商)、覃談韻(宮)、宕梗摂(商)、流摂・侵塩添韻(宮)、蒸登韻(商)、咸銜凡(宮)という順序となり、五音の順序にそぐわない。鄭張はこの点に関し、『韻鏡』・『七音略』で蒸登韻が各声調末に位置することから、『切韻』編纂時の蒸登韻は「-m 類に近かったのではないか」という。両漢代の詩文に蒸部字と侵・東・冬部字が押韻する例があることから49、魏晋の蒸登韻字が/-m/に近い韻尾を持っていたと推定することは不可能ではないが、たとえそうであったとしても、覃談韻の位置に関してはさらなる説明が必要である。しかしながら、おおよそ末から蟹摂に向かって唇音性韻尾、/-ŋ/ 韻尾、開口度の大きい果仮摂、舌が /u/ に向かって縮まる韻母、舌位の高い韻尾、と並ぶ『切韻』の韻序に五音を対応させるのは、一概にこじつけとも言い切れないだろう。

<sup>46</sup> 舌根音韻尾の硬口蓋化については平山 [1998] を参照。

<sup>47</sup> 蟹臻山摂の 199 姓氏中、宮姓 32・商姓 59・角姓 13・徴姓 79・羽姓 16 例。

<sup>48</sup> 上田正 [1975]。

<sup>49</sup> 羅常培・周祖謨 [1982 (2007:174-175)] 「蒸部合韻譜 (前漢・後漢)」。

『切韻』韻序と五音との関連については、今後のさらなる検討が必要であるが、ここで、李登らが用いた五音が「五音の韻」と「近似韻」から構成されるものであった可能性を示す一つの記述を挙げておきたい。それは次に掲げる『魏書』「崔光伝」の記述である。

「光、太和中に、宮商角徴羽の本音に依りて五韻の詩を為り、以て李彪に贈る。」50 崔光が北魏の太和年間 (477-499) の中頃に詩を作ったとあることから、沈約らが四声を発見したのとおおよそ同じ時期の五音に関する記述である。従来、この「宮商角徴羽の本音」が何を指したものか不明とされてきた51。しかし本稿の検討結果を併せ考えれば、この「宮商角徴羽の本音」とは、隋唐の五姓法に用いられたのと同じ「五音の韻」を指したものではないかと思われる。すなわち、「宮商角徴羽の本音」とは「五音の韻」を指し、この「本音」に対応するであろう「非本音」とは「近似韻」を指したものではないかと考えられる。

## 4-4 李登・呂静らの韻書の体例

韻書とは、詩文の制作にあたり韻字を検索することを目的として作られた書のことである。五音が粗い韻分類を指したものだとした場合、李登らの韻書はどのような構成であったのか。最後に、筆者の想定する李登らの韻書の体例について簡単に述べておきたい。

李登・呂静らの韻書の体裁を知る手がかりは、「王二」の韻目小注と、『顔氏家訓』などに残る佚文、また李季節『音譜決疑』、『封氏聞見記』、『隋書』「潘徽伝」に残る記載である。まず、「王二」の韻目小注と『顔氏家訓』「音辞篇」の記述から、呂静『韻集』が相当精密な分韻をしていたことが分かる<sup>52</sup>。また、玄応『一切経音義』等に残る佚文からは、後世の韻書と同じく反切と義注を記したものであることが分かる<sup>53</sup>。しかし、先に引用した『封氏聞見記』が『声類』『韻集』を「文字」に収め、「諸部(部首)を立てず」として韻書と扱っていないこと<sup>54</sup>、李季節『音譜決疑』が呂静『韻集』の分類に正確な基準がないと述べること<sup>55</sup>、『隋書』「潘徽伝」が詩賦に用い難し<sup>56</sup>と記すことから、詩賦の制作に用いられながらも、後世の韻書とは体例が異なったものであったことが分

<sup>50『</sup>魏書』巻 67「崔光伝」「光太和中、依宮商角徵羽本音而為五韻詩、以贈李彪。」中華書局標点本 1499 頁。

<sup>51</sup> 例えば黄耀堃 [1982 (2004:10)] など。

<sup>52『</sup>顔氏家訓』「音辞」「韻集以成仍•宏登合成両韻、為、奇、益、石分作四章」(王利器撰『顔氏家訓集解』中華書局、545頁)。韻目下注については周祖謨 [1963 (2004:445)] に列挙されており、これを参照されたい。

<sup>53</sup> 林平和 [1976] の第2章に『韻集』の佚文143条が集められている。

<sup>54</sup> 第4章第1節引用文 C。龍字純 [1981]、殷正林 [1983] 等を参照。同書「文字」に収められる『字林』の項目で「諸部」が「部首」の意味で用いられており、『声類』に関する記載も「部首」について言ったものとすべきだろう。

<sup>55</sup> 劉善経「四声論」所引李季節『音譜決疑』、「呂静之撰韻集、分取無方」(廬盛江 [2006: 317])。

<sup>56</sup> 第4章第1節引用文B。

かる。

さて、分類に正確な基準がないことは、五音が韻母の近似による韻摂であるとすれば容易に理解できる。『音譜決疑』・「潘徽伝」の記載は、宮商角徴羽の各巻の内部では何らかの形で分韻が行われていたが、五音の分類のみでは押韻の参考とはならなかったことを述べたものと解することができよう<sup>57</sup>。また、後世の韻書と異なる体例とは、分巻の基準が声調ではなく韻摂であったことだと思われる。最も粗い分類が声調となっていないため、『封氏聞見記』は両書を「文字」に収めたのであろう。

## おわりに

本稿では『地理新書』「五姓所属」及び「宅経図」の分析から、五姓法の五音が「五音の韻」と「近似韻」から構成されることを明らかにした。さらに、『切韻』韻目順に五姓法の五音分類と同じ分類が行われた痕跡が見られることから、李登らの用いた五音も五姓法の五音と同じ概念ではなかったかと指摘した。『切韻』以前に、このような後世の「韻摂」に近い概念を用いた分類法が存在したとするならば、梵語音韻学を中国化したとされる<sup>58</sup> 『広韻』附載「辨十四声例法」等にも五音分類の痕跡が認められることだろう。唐代以前の音韻学と五音分類との関連については、今後の検討課題としたい。

## 参考文献

上田正 1975『切韻諸本反切総覧』均社。

尾形勇 1984「「吹律定姓」初探 中国古代姓氏制に関する一考察」『西嶋定生博士還曆記念論叢』 山川出版社。

小川環樹 1951「反切の起原と四声及び五音」『中国語学研究』創文社 1977 所収。

高田時雄1994「五姓を説く敦煌資料」『国立民族学博物館研究報告 別冊』14。

田中郁也 2012「李登・呂静の用いた五音について」『日本中国学会報』64。

平山久雄 1975「『史記正義』「論音例」の「清濁」について」『東洋学報』56。

平山久雄 1998「隋唐音系里的唇化舌根音韻尾和硬顎音韻尾」『語言学論叢』 20。

平山久雄 2006「上古漢語の音素体系」『開篇』 25。

宮崎順子 2003「宋代の風水思想 ―『地理新書』を中心に―」『関西大学中国文学会紀要』 24

頼惟勤 1974「声調名としての五音」『中哲文学会報』1。

殷正林 1983「李登《声類》性質管窺」『辞書研究』 1983 年第 6 期。

清•王国維「五声説」『観堂集林』巻8所収、中華書局2006。

王力 1962『中国語言学史』復旦大学出版社 2006 所収。

何九盈 2006 『中国古代語言学史(新増訂本)』北京大学出版社。

黄正建 2001 『敦煌占卜文書与唐五代占卜研究』学苑出版社。

- 57 例えば、羅常培・周祖謨 [1982 (2007: 225)] によれば、五音分類で同じく角に収められる江摂字と效摂字が両漢代で押韻する例は 1 例のみしか見られない (中古入声覚韻「較」字・中古上声晧韻「倒」字)。
- 58 鄭張尚芳 [2011]。

黄耀堃 1982「試釈神珙《九弄図》的"五音"」『均社論叢』11。『黃耀堃語言学論文集』鳳凰出版社 2004 所収。

周祖謨 1963「切韻的性質和它的音系基礎」『語言学論叢』5、周祖謨『問学集』中華書局 2004 所収。

周祖謨 1982「斉梁陳隋時期詩文韻部研究」『語言研究』1982 年第1 期、羅常培・周祖謨『漢魏晋南北朝韻部演変研究 第1分冊』中華書局 2007 所収。

詹鍈 1962「四声五音及其在漢魏六朝文学中之応用」『中華文史論叢』3。

陳寅恪 1934「四声三問」『清華大学学報(自然科学版)』1934 年第 2 期。

陳于柱 2007『敦煌写本宅経校録研究』民族出版社。

鄭張尚芳 2011「《辯十四声例法》及"五音"試解」『語言研究』31-1。

丁邦新 1975 『Chinese phonology of the Wei-Chin period: reconstruction of the finals as reflected in poetry (魏晋音韻研究)』、Special Publications No. 65, Taipei: Institute of History and Philology, Academia Sinica.

唐蘭 1961「王仁昫刊謬補欽切韻跋」、龍宇純『唐写本全本王仁昫刊謬補欽切韻校箋』香港中文 大学 1968 所収。

潘悟雲 1983「"軽清、重濁"釈」『社会科学戦線』 1983 年第 2 期。

陸志韋 1947『古音説略』哈仏燕京学社。『陸志韋語言学著作集(一)』中華書局 1985 所収。

龍宇純1981「李登声類考」『台静農先生八十寿慶論文集』連経出版事業公司。『中上古漢語音韻論文集』五四書店2002所収。

林平和1976『呂静韻集研究』嘉新水泥公司。

廬盛江 2006 『文鏡秘府論彙校彙考 附文筆眼心抄』中華書局。